

投資助言に係る契約締結前の書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお客様にお渡しする書面です。)

この書面をよくお読み下さい。

商号 FOREXEXCHANGE 株式会社

住所 〒104-0033 東京都中央区新川 2-6-8 YHビル 5階

金融商品取引業者

当社は、投資助言業を行う金融商品取引業者であり、登録番号は次のとおりです。

登録番号: 関東財務局長(金商)第 293 号

投資顧問契約の概要

(1) 投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。

(2) 当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果はすべてお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任を負いません。

I 報酬等について

(1) 投資顧問契約による報酬

当社は、所定の「助言を受けるためのグループ変更の設定」をしていただいた上で、対象となる EA を設置し、自動売買取引を開始することで助言を行います。

助言報酬は、EA ごとに異なり、対象取引の新規建玉の約定時に発生し、1,000 通貨あたり 1 円～20 円(消費税込)です。決済時にお客様の取引口座の証拠金よりスプレッドとは別に徴収させていただきます。また、この助言を受けるためのグループ設定が有効になっている状態の口座で行う取引に関しましては、自動売買取引、裁量取引の区別なく当社へお支払いいただきます。

(2) 投資顧問契約による報酬が発生しない場合

① 上記(1)の設定を行わない口座での取引に対する報酬は発生いたしません。また、稼働中の EA を停止(削除)し、一度行ったグループ設定を再び「助言を受けないグループ」へ変更した後の取引には、報酬は発生いたしません。

② 上記(1)の設定が有効な場合であっても、証拠金不足等により新規建玉が約定しなかった場合は、報酬は発生いたしません。

II デリバティブ取引に係るリスク

(1) 外国為替の価格変動リスク

価格の変動により、投資元本を割り込むことがあります。

(2) 流動性リスク

流動性の低い時間帯あるいは通貨での取引は、通常よりも不利なレートを提示せざるを得ない可能性やレートの提示が困難になる可能性があり、お客様が保有するポジションの決済や新規建玉が困難となる可能性があります。

(3) 金利変動リスク

通貨の金利の交換による金利差の調整分として、スワップポイントの受払いが発生します。原則、高金利通貨の売ポジションを保有している場合、金利差相当額を支払うことになるため、損失が生じる可能性があります。また、市場金利の変化に応じて、受払いの方向が逆転する可能性もあることや、売ポジションと買ポジションの双方のスワップポイントが支払いとなることがあります。

(4) レバレッジ効果リスク

デリバティブ取引においては、委託した証拠金を担保として、証拠金を上回る多額の取引を行うことがありますので、生じる損失の額が証拠金の額を上回る（元本超過損が生じる）ことがあります。

(5) 信用リスク

当社の提供するデリバティブ取引は、お客様と当社との相対取引であり、当社の信用状況によってはお客様が損失を被る可能性があります。また、当社がカバー取引を行えなかった場合には、お客様の取引も不可能になる可能性があります。さらに、その際に相場が急激に変動した場合には、ロスカットルールがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じる可能性があります。

(6) スリッページリスク

レートの変動により、実際の約定価格が取引画面の提示レートまたはお客様の指定したレートとは同一にならない場合があります。特に大きな数量の注文の場合、当社のカバー取引の実現性により、不利なレートで約定する可能性が高くなるとともに取引自体が未約定となる可能性があります。

(7) ロスカットに関するリスク

当社の提供するデリバティブ取引は、有効証拠金が必要証拠金の75%以下となった時点で、保有する全建玉を強制的に決済します。ロスカット注文や他の注文が殺到した場合、約定処理に時間を要す場合があります。本来執行すべきレートよりもお客様にとって不利なレートで約定することや、当社レート履歴に記載のないレートで約定する場合があります。また、有効なレートが配信されていない場合などロスカット処理に時間を要し、お客様の意図しない損失が発生する可能性があります。お客様が預け入れた証拠金の額を上回る損失が生じる可能性があります。

(8) 電子（オンライン）取引に関するリスク

お客様が売買注文の入力を誤った場合、またはシステム売買においてお客様が数値の入力や自動売買プログラムの選択等を誤った場合、意図した注文が約定しない、あるいは意図しない注文が約定する可能性があります。また、当社もしくはお客様の通信機器、通信回線、システム機器等の故障・障害等により、一時的または一定期間に亘って取引が出来ない、あるいは注文が遅延や拒絶される可能性があります。さらに、電子認証に用いられるログインID・パスワード等の情報が、窃盗・盗聴等により洩れた場合、その情報を第三者が悪用する事でお客様に何らかの損失が発生する可能性があります。

(9) 税制および制度変更のリスク

将来、店頭デリバティブ取引に係る税制および関連法規の変更等により、お客様が従来行っている取引条件よりも不利な条件でのお取引となる可能性があります。

(10) その他の注意点

①システム売買をご利用の際は、万一当社のシステム障害が発生した場合でも注文プログラムの執行などに関しては責任を負いかねますことを予めご了承下さい。また、お客様自らプログラミングを行った、もしくはプログラミングを行っていない自動売買ソフトを利用するにあたり、それらで発生する不測の障害やリスクが生じる可能性があります。それらで生じた一切の損害について、当社が責任を負わないことを予めご了承下さい。

②店頭デリバティブ取引等各種取引や市場における取引参加者等で構成されている自主規制団体が定めた倫理・行動規範等では、電子取引の特性または制御不可能な事象（実際の市場と乖離した提示価格の出現等）を悪用した取引で不当な利益を得る操作、または取引を行うことを禁じております。当社としてはお客様に対してもこの倫理・行動規範の遵守をお願い申し上げます。

③上記に関連して、当カバー先金融機関より当社に提供された取引価格並びに情報データの不正確または誤り（バッドティックまたはバグデータ）の発生を理由とした当該価格またはデータに基づく約定成立は、価格訂正または約定が取り消される場合がございます。この場合、当該約定の価格変更または約定取り消しによるお客様の損失または機会利益の逸失が生じる可能性があります。

※ 上記に記載したリスクは、店頭デリバティブ取引に伴う一般的なリスクであり、お取引で生じるすべてのリスクを網羅したものではありません。

Ⅲ助言としての自動売買に関する注意喚起

(1) 当社が提供するEAの運用実績やテスト結果については、あくまで過去の実績や参考データであり、将来の利益を示唆・保証するものではありません。

(2) EAによる自動売買は短時間で大量の取引が可能のため、プログラムの誤作動、設定の誤り及び複数の同時起動等により不測の損害を被るおそれがあり、裁量取引と比較してお客様に発生する損害がより大きくなる場合があります。

(3) EAは独自のロジックにより指値注文や逆指値注文を決定しているため、EA稼働中にを行った裁量取引によって取引条件が変更となり、EAが想定外の取引をする可能性があります。

(4) 当社が提供し、お客様がご利用中のEAであっても、事前のテスト結果とは明らかに異なる運用成績もしくは挙動が継続しており、提供およびご利用は望ましくないと当社が判断した場合は、そのEAの提供および利用を中止することがあります。

(5) EAによる取引の結果、当社やそのカバー先が管理するサーバー等に対して過剰な負荷又は障害を与える可能性がある場合は、事前の通知なくお客様の取引や、取引システムへのログインを停止させていただく場合があります。

Ⅳクーリング・オフの適用

投資顧問契約は、クーリング・オフの対象になります。具体的な取扱いは、次のとおりです。

(1) クーリング・オフ期間内の契約の解除

①お客様は、契約締結時の書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。

②契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。

③契約の解除に伴う助言報酬の清算は、次の通りとなります。

・投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合：投資顧問契約締結のために通常要する費用(封筒代、通信費等)相当額をいただきます。

・投資顧問契約に基づく助言を行っている場合：投資顧問契約の解除時までに行われた助言に対する報酬の額(社会通念上妥当であると認められる分。)をいただきます。

④契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

⑤契約解除日までのお取引により発生した損益は全てお客様に帰属します。また、未決済建玉がある場合は、投資顧問契約の解除により、当社が提供する店頭デリバティブ取引「俺のMT4」の取引口座も解約されることに伴い、当該口座の解約までに反対売買により建玉を解消していただきます。その際に発生した損益も全てお客様に帰属します。

(2) クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

クーリング・オフ期間経過後は、当社が指定する様式及び方法に従う場合に限り、いつでも契約を解除できます。契約解除の場合における報酬や費用の支払は上記(1)③と同様となります。契約を解除する場合で、お客様に未決済建玉がある場合は、投資顧問契約解除までに反対売買により建玉を解消していただきます。その際に発生した損益も全てお客様に帰属します。

(3) 投資顧問契約の解除について

当社の投資顧問契約を解除した場合は、当社が提供する店頭デリバティブ取引「俺のMT4」の取引口座も同時に解約となるものとします。ただし、未決済建玉が残存する場合及びお客様の行うグループ設定の変更により、助言を受けない(報酬の支払義務のない)取引に移行した場合、投資顧問契約の効力は継続されるものとします。

※店頭デリバティブ取引及びEA販売は、クーリング・オフの対象ではありません。

1. 提供する助言の内容および方法

当社は店頭デリバティブ取引「俺のMT4」において、当社がお客様に提供する売買シグナルを発するストラテジーによる自動売買取引サービスおよびその付帯サービスを介し、売買が行われることにより、助言を行います。

2. 租税の概要

お客様が店頭デリバティブ取引を行う際、売買による利益は、個人は雑所得として申告分離課税の対象となり、法人は益金として通常の法人税率により課税されます。反対売買等により、毎年1月～12月までの間に確定した損益を通算して、利益となった場合には、必要経費を控除した額が課税対象になります。

3. 投資顧問契約の終了の事由

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

(1) お客様からの書面による契約の解除の申出があったとき

(2) 当社が提供する店頭デリバティブ取引「俺のMT4」の取引口座を解約したとき

(3) 当社が投資助言葉を廃業したとき

(4) その他、投資顧問契約の規定に基づいて、同契約が解約されたとき

会社の概要

1 資本金 3億9500万円（平成31年3月31日現在）

2 役員の氏名 代表取締役 北見 悟志
取締役 金子 浩司
取締役 山口 芳数
監査役 富永 大基

3 主要株主 ムラカワ株式会社、株式会社エヌ・シー・エル

4 分析者・投資判断者、助言者 北見 悟志

5 当社への連絡方法および苦情等の申出先

電話番号:0120-555-729

e-メールアドレス: mymt4@forex-exchange.com

6 当社が加入している金融商品取引業協会

当社は、一般社団法人日本投資顧問業協会および一般社団法人金融先物取引業協会の会員であり、会員名簿を各協会事務局で自由にご覧になれます。また、関東財務局で当社の登録簿を自由にご覧になれます。

7 当社の苦情処理措置について

(1) 当社は「苦情・紛争処理規程」を定め、お客様等からの苦情等のお申出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めています。当社の苦情等の申出先は、上記5の苦情等の申出先のとおりです。また、苦情解決に向けての標準的な流れは次のとおりです。

- ① お客様からの苦情等の受付
- ② 社内担当者からの事情聴取と解決案の検討
- ③ 解決案のご提示・解決

(2) 当社は、上記により苦情の解決を図るほかに、次の団体を通じて苦情の解決を図ることとしています。この団体は、当社が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会から苦情の解決についての業務を受託しており、お客様からの苦情を受け付けています。この団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申出下さい。

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター
電話 0120-64-5005(フリーダイヤル)

同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

- ① お客様からの苦情の申立
- ② 会員業者への苦情の取次ぎ
- ③ お客様と会員業者との話し合いと解決

8 当社の紛争解決措置について

当社は、上記の特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。同センターは、当社が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会からあっせんについての業務を受託しており、あっせん委員によりあっせん手続が行われます。当社との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合は、上記の連絡先にお申出下さい。

同センターが行うあっせん手続の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

- ① お客様からのあっせん申立書の提出
- ② あっせん申立書受理とあっせん委員の選任
- ③ お客様からのあっせん申立金の納入
- ④ あっせん委員によるお客様、会員業者への事情聴取
- ⑤ あっせん案の提示、受諾

9 当社が行う業務

当社は、投資助言葉の他に、第一種・第二種金融商品取引業を行っております。

以上

契約締結時の書面（投資助言）兼 投資顧問契約書

（この書面は、金融商品取引法第 37 条の 4 第 1 項の規定により、契約締結時にお客様に交付しなければならない「契約締結時の書面（投資助言）」と「投資顧問契約書」を兼用しています。）

商号 FOREX EXCHANGE 株式会社

住所 〒104-0033 東京都中央区新川 2-6-8YH ビル 5 階

クーリング・オフの適用

投資顧問契約は、クーリング・オフの対象になります。具体的な取扱いは、次のとおりです。

（1）クーリング・オフ期間内の契約の解除

① お客様は、契約締結時の書面を受領した日から起算して 10 日を経過するまでの間、書面による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。

② 契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。

③ 契約の解除に伴う助言報酬の清算は、次の通りとなります。

投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合：投資顧問契約締結のために通常要する費用（封筒代、通信費等）相当額をいただきます。

投資顧問契約に基づく助言を行っている場合：投資顧問契約の解除時までに行われた助言に対する報酬の額（社会通念上妥当であると認められる分。）をいただきます。

④ 契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

⑤ 契約解除日までのお取引により発生した損益は全てお客様に帰属します。また、未決済建玉がある場合は、投資顧問契約の解除により、当社が提供する店頭デリバティブ取引「俺の MT4」の取引口座も解約されることに伴い、当該口座の解約までに反対売買により建玉を解消していただきます。その際に発生した損益も全てお客様に帰属します。

（2）クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

クーリング・オフ期間経過後は、当社が指定する様式及び方法に従う場合に限り、いつでも契約を解除できます。契約解除の場合における報酬や費用の支払は上記(1)③と同様となります。契約を解除する場合で、お客様に未決済建玉がある場合は、投資顧問契約解除までに反対売買により建玉を解消していただきます。その際に発生した損益も全てお客様に帰属します。

（3）投資顧問契約の解除について

当社の投資顧問契約を解除した場合は、当社が提供する店頭デリバティブ取引「俺の MT4」の取引口座も同時に解約となるものとします。なお、お客様の行うグループ設定の変更により、助言を受けない（報酬の支払義務のない）取引に移行した場合、投資顧問契約は継続されるものとします。

※店頭デリバティブ取引及び EA 販売は、クーリング・オフの対象ではありません。

お客様と FOREX EXCHANGE 株式会社（以下「当社」という。）とは、お客様が当社に対価を支払って、当社から継続的に投資助言サービスを受けることに関し、次の投資顧問契約書（以下「本契約」という。）を締結するものとします。

（投資顧問契約の締結）

第1条 お客様は、自己の投資資産の運用に関し、当社から継続的に有用な情報の供与を受けることを当社に申し込まれ、当社は法令の規定及び本契約の本旨に従い、お客様のため忠実に投資助言サービスを行うことを承諾するものとします。

2 お客様は、本契約を締結するに際し、事前に当社が別に定める「店頭デリバティブ取引約款（俺の MT4）」・「店頭デリバティブ取引説明書（俺の MT4）」及びにその他諸規程を承諾するものとします。

（助言の内容及び方法）

第2条 当社は、金融商品の価値等またはこれらの価値等の分析に基づく投資判断に関し、お客様に対して下記の方法により助言を行うものとします。

（1）当社は、当社が提供する店頭デリバティブ取引「俺の MT4」において、別途当社が定めるグループ設定をお客様が操作したのち、EA を起動されることによりご利用可能となったエキスパートアドバイザー（以下「EA」といいます。）を通じて、自動売買取引サービスの提供をいたします。

（2）前号に定めるグループ設定が有効な状態の口座において、当社が提供する店頭デリバティブ取引「俺の MT4」の取引は、EA 注文利用の有無に関わらず、全て本契約における助言を受けたものとします。

（3）前々号に定めるグループ設定をしていない口座での取引、及びこのグループ設定を解除（再変更）することにより無効となった口座での取引は、本契約における助言を受けなかったものとし、報酬は発生いたしません。

（4）「俺の MT4」を利用した売買の結果は、すべてお客様に帰属し、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

（5）当社が提供し、お客様がご利用中の EA であっても、事前のテスト結果とは明らかに異なる運用成績もしくは挙動が継続しており、提供およびご利用は望ましくないと当社が判断した場合は、その EA の提供および利用を中止することがあります。

2 前項の投資助言サービスを提供する当社の担当者及び連絡方法は次の通りとします。

（1）分析者・投資判断者及び助言者：北見 悟志

（2）当社への連絡方法

電話番号：0120-555-729

メールアドレス：mymt4@forex-exchange.com

（秘密の保持及び利用の制限）

第3条 当社は、本契約に関連して知り得たお客様の財産状況その他の事情については、秘密を厳守するものとします。

2 お客様は、当社の助言サービスを第三者と共有しないものとします。

(報酬の額及び支払の時期)

第4条 本契約第2条第1項第2号に定める取引によりお客様が支払う助言報酬の額及び支払い時期、方法は以下の通りとします。

(1) 助言報酬の額

店頭デリバティブ取引「俺のMT4」における助言報酬の額は、EA毎に異なり、取引数量1,000通貨毎に片道1~20円(税込)とします。

(2) 助言報酬等の支払い時期、方法

助言報酬は、対象取引の1,000通貨毎の新規建玉の約定時に発生し、確定は建玉決済時とします。従って、注文取消等により、新規建玉に至らなかった取引に対する報酬は発生いたしません。報酬額は決済時に取引口座の証拠金より徴収させていただきます。この助言報酬額は、お客様のお取引毎のスプレッドには含まれておらず、自動売買取引、裁量取引の区別なく当社へお支払頂きます。

(3) その他お客様への助言の内容及び方法並びにその回数、報酬体系等、報酬の支払時期については、原則として上記の方法によるものとしますが、助言の内容及び方法等に変更があった場合等、特段の事情がある場合には、上記と異なる当社指定の方法を取ることがあります。

(運用の責任)

第5条 投資資産の運用は、お客様の意思に基づき、お客様によって行われるものであり、当社の助言はお客様を拘束するものではないものとします。

2 当社は、お客様の投資資産における運用の結果生じた損害の全部若しくは一部の負担、又はお客様に対する特別の利益の提供は行わないものとします。

(届出事項の変更届出)

第6条 当社に届け出た、氏名もしくは名称、印章もしくは署名または住所もしくは事務所の所在地その他の事項に変更があったときは、当社に対し直ちに書面または電磁的方法をもってその旨の届出をするものとします。

(本契約の変更)

第7条 本契約は法令等の変更、監督官庁の指示、その他当社の必要が生じたときは改訂することができるものとします。

2 本契約の改訂がお客様の従来の権利を制限する、若しくはお客様に新たな義務を課すものであったときには、当社のホームページ上で通知するなど、当社の定める方法により通知するものとします。

3 本契約の変更に異議ある場合は当社がその都度定める期日までに当社に申し出るものとし、当該期日までに申し出がないときは、お客様はその変更同意したものとして取り扱うものとします。

4 上記第3項に関わらず、変更の通知後にお客様が「俺のMT4」において建玉の決済以外の取引をされた場合は、本契約の変更同意したものとみなします。

(契約期間)

第8条 本契約に基づく契約期間は、お客様が当社所定の店頭デリバティブ取引「俺のMT4」に係る手続きを完了した日から解約日までとします。

(本契約の解約)

第9条 次の各号のいずれかに該当したとき、本契約は解約されるものとします。ただし、解約時においてお客様の「俺のMT4」に未決済建玉が存在する場合、またはお客様の当社に対する本契約に基づく債務が残存する場合には、その限度において本契約は効力を有するものとします。

- (1) お客様が当社に対し「契約締結時の書面（クーリング・オフの適用）」に規定する方法により解約の申出をしたとき。
 - (2) お客様から1年以上当社に対する連絡又は取引口座へのアクセスが行われていないと当社が判断したとき。
 - (3) お客様が本契約の条項のいずれかに違反し、当社が本契約の解約を通告したとき。
 - (4) お客様が本契約の投資助言サービスを利用することが不適当だと、当社が判断したとき。
 - (5) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当し、または反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すると認められ、当社が解約を申し出たとき。
 - (6) お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき。
 - (7) お客様が当社の業務に支障をきたす行為を行ったとき。
 - (8) 第7条に定める本契約の変更にお客様が同意しないとき。
 - (9) 前各号のほか、やむを得ない事由により、当社がお客様に対し解約の申出をしたとき。
- 2 前項の場合において、お客様の当社に対するすべての債務を決済した後にお客様の「俺のMT4」に残高があるときの処理については、お客様の指示に従うものとします。
- 3 前項の指示をした場合に、当社の要した実費はその都度、お客様は当社に支払うものとします。

(免責事項)

第10条 当社は「店頭デリバティブ取引約款第28条」に規定する当社免責事項に掲げる事項により生じるお客様又は第三者の損害又は損失などについて、当社の故意・重過失の場合を除きその一切の責任を負わないものとします。

(通知の効力)

第11条 当社にお客様が届け出た電子メールアドレス、住所または所在地宛に当社より発信された諸通知が、電子メールアドレス変更、転居、不在、その他お客様の責めに帰すべき事由により延着し、または不到達となった場合、通常到達すべき時に到着したものとします。

(適用法)

第12条 本契約は、法の抵触のルールを排除して、日本国の法令に準拠し、解釈されるものとしします。

(合意管轄)

第13条 お客様と当社との間の本契約に関する訴訟については、当社の本店の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(分離独立条項)

第14条 本契約において定めた用語または条項の一部が、違法または無効と判断された場合であっても、それ以外の用語または条項は当然に有効であり、適用法の範囲内で最大限の強制力を有するものとするものとしします。

以上

施行日：2019年5月〇〇日